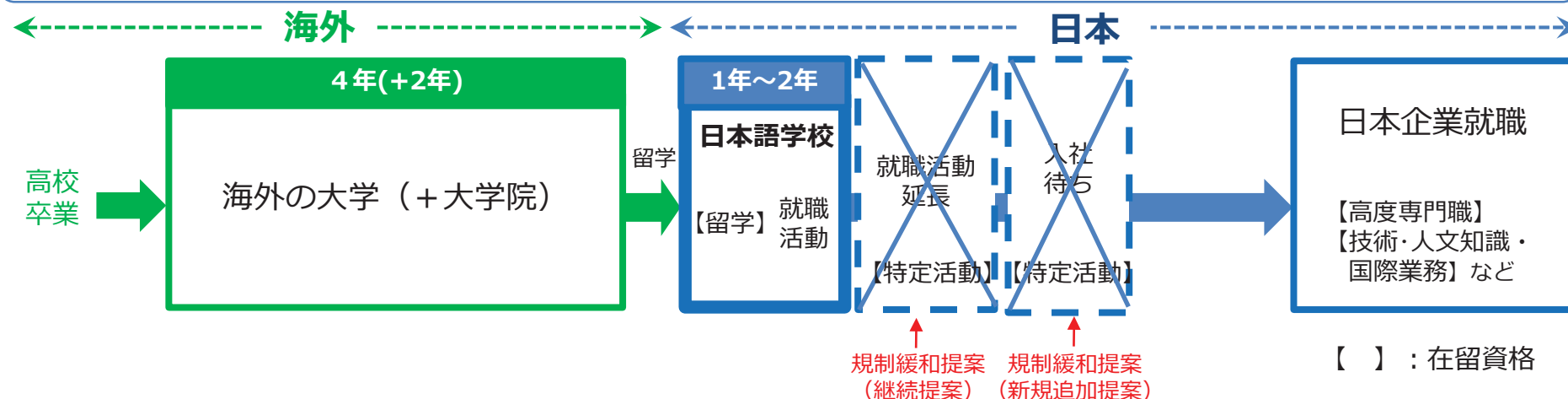
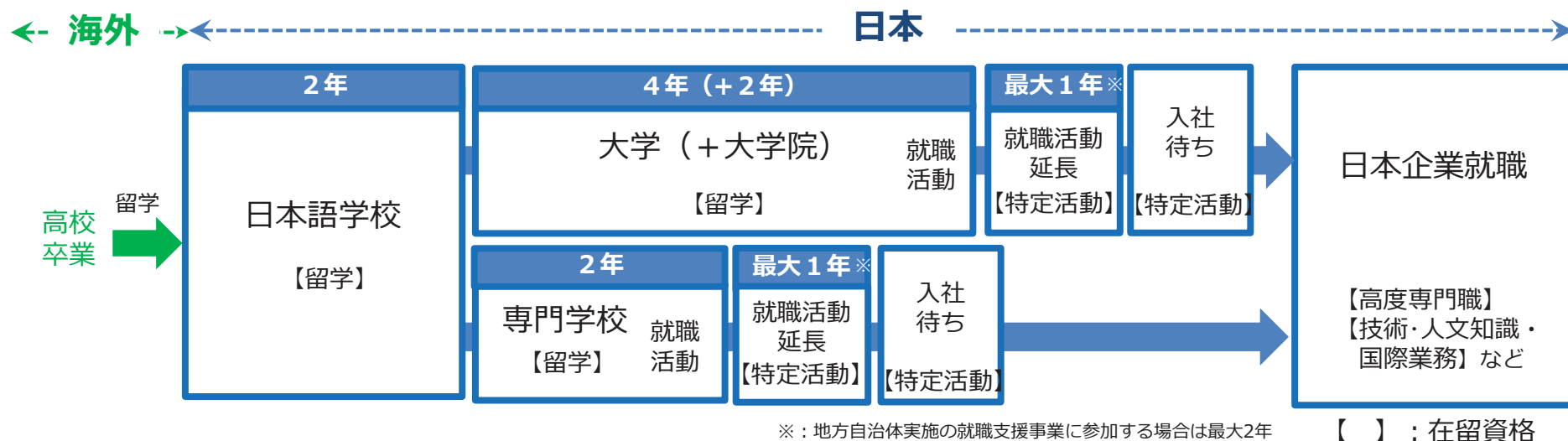


【日本語学校・就職コース】

○海外大学、主に理工系学部の卒業生を対象とし、来日後に日本語学校で日本語を学びながら日本企業への就職を目指す短期間（概ね1年間）のコース。海外大学の卒業時期に合わせて、10月入学、9月卒業の留学生が多い。
○これまで、北九州市内で45名が卒業、うち38名が企業に就職する等、優秀な外国人材の日本企業就職に貢献！
（平成31年3月時点）



（参考：日本語学校卒業者の一般的な進学・就職の流れと在留資格）



【継続提案】 海外大学・大学院卒業留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続に関する規制緩和

【現状と課題】

- 海外の大学・大学院を卒業後に日本での就職を目指して来日した留学生が、日本語学校卒業後に就職活動の継続を希望する場合、在留資格「特定活動」への切替えによる在留期間の延長は認められていない。
- 日本語学校在学中に企業内定が得られた場合、「帰国」あるいは就職活動を継続するために「進学」している。

【規制緩和提案】

海外大学・大学院卒の留学生が、日本の日本語学校卒業後も就職活動の継続を希望する場合、日本の大学・専門学校卒の留学生と同様に、在留資格を切替え、最大1年間の在留期間の延長を可能とする。

※規制緩和提案の対象者は、以下の両方の要件を満たす卒業生に限定する。

- ①卒業校からの推薦状の取得(日本の大学・専門学校卒業生の就職活動延長と同様の条件)
- ②卒業校が所在する都市を生活拠点とし、定期的(2か月に1回程度)に、卒業校及び市と面談を行って、就職活動に関する進捗状況を報告するとともに、就職活動支援事業の情報提供を受けること

【新規追加提案】 海外大学・大学院卒業留学生の日本語学校卒業・就職決定後の入社待ちに伴う在留期間延長に関する規制緩和

【現状と課題】

- 海外の大学・大学院を卒業後に日本での就職を目指して来日した留学生が、日本企業に就職が決定したものの、日本語学校を卒業し、入社までの待ち期間が長い場合、在留資格「特定活動」への切替えによる在留期間の延長は認められていない。
- 一時帰国を余儀なくされ、入社までの間、留学生と企業との間で、国内での面会や事務連絡等が不可能となっている。

【規制緩和提案】

海外大学・大学院卒の留学生が、日本の日本語学校卒業までに企業内定を得たものの、入社までの期間が長い場合、日本の大学・専門学校卒の留学生と同様に、在留資格を切替え、入社までの在留期間の延長を可能とする。

※上記2つの規制緩和提案の対象校は、以下の両方の要件を満たす日本語教育機関に限定する。

- ①日本語教育機関の告示基準(出入国在留管理庁・令和元年8月1日一部改訂)における適正校
- ②職業安定法に基づく職業紹介事業の許可又は届出を行っている学校